

能登町インターネット接続契約約款

平成26年4月1日

(目的)

第1条 この約款は、能登町有線放送施設の高度利用を図り、住民にケーブルテレビインターネット接続サービスを提供することにより、本町の地域情報化の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めたとおりとする。

- (1) 能登町インターネット接続サービス（以下本サービスという） インターネット網を利用して行う電気通信サービス（町が構築したネットワークを介してインターネットへ接続するサービス）をいう。
- (2) 電気通信設備 電気通信を行うための機械、機器、線路その他の電气的設備をいう。これらの設備を使用し他人の通信を媒介すること等を電気通信サービスという。
- (3) インターネット網 主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいう。）をいう。
- (4) インターネット回線 この約款に基づいて町が設備する交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいう。
- (5) IPアドレス（ローカルIP） インターネットプロトコルで定められているアドレス（町が提供する区域で使用するIP）をいう。
- (6) アカウント 加入者がインターネットにおいて、電子メール機能及びホームページ（HP）の登録等の機能を利用するために必要な加入者番号をいう。
- (7) ホームページ（HP）保存ファイル 加入者がインターネットにおいて、ホームページ（HP）を発信するために町のネットワーク内に用意するファイルをいう。
- (8) 電子メール（E-mail） コンピュータ・ネットワークを介して、パソコン等の端末同士が文字や音声等の情報をメール（手紙）の形で交換するシステムをいう。
- (9) FTP（エフ・ティ・ピー） File Transfer Protocolの略称で、インターネットでファイルを送受信するための機能をいう。
- (10) コネクションID 接続する場合に、加入契約者であるか否かを証明する加入者番号をいう。
- (11) LAN Local Area Networkの略称で、ある限定された範囲内でコンピュータ同士の間でデータ等を相互に通信するネットワークをいう。
- (12) 端末型接続 町が提供する端末装置（ケーブルモデム等）と加入者の自営端末設備（パソコン等）をローカルIPで接続することをいう。
- (13) ネットワーク型接続 町が提供する端末装置（ケーブルモデム）とインターネット加入契約者のLANネットワークをグローバルIPで接続することをいう。
- (14) 端末装置（告知放送受信機） インターネット回線の終端に接続される電気通信設備のことでインターネット接続サービスに係る設備との間の信号変換機能を有するものをいう。
- (15) 自営設備 インターネット加入契約者が設置するパソコンその他の端末設備をいう。
- (16) 自営電気通信設備 町以外の者が設置する電気通信設備であって端末設備以外のものをいう。
- (17) 技術基準等 端末設備規則（昭和60年郵政省令第31号）及びインターネット回線に接続される端末の技術的条件をいう。
- (18) bps（ビット・パー・セコンド） ネットワーク通信装置等の通信速度の単位で1秒間に送受信できるビット数を示す。

(能登町インターネットの業務区域)

第3条 町が提供する能登町インターネット接続サービスの区域は、能登町有線放送施設の業務区域とする。

(本サービスの内容)

第4条 加入者には、ローカルIPアドレス1個を提供するものとし、IPアドレス1個に対しE-mailアカウント1個、HP保存ファイル20MBを与える。ただし、1Mサービス利用者は連絡用E-mailアカウント1個のみとする。

2 前項に定めるサービスの他に、E-mailアカウントの追加、変更、ホームページ保存ファイル追加、商用ホームページ、IP電話、グローバルIP、固定グローバルIPを利用しようとするものは、町長に届け出て承認を受けなければならない。

(能登町インターネット加入契約の単位)

第5条 ケーブルテレビ加入回線1回線ごとに加入契約をするものとし、能登町インターネット接続契約者（以下「加入者」という。）は、1つの加入契約につき1人とする。

(加入者の区分)

第6条 能登町に住所を有する個人又は事業所を設置している者で、能登町有線放送施設に加入しているものとする。

(加入申込み)

第7条 本サービスの提供を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申請書を町長に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 本サービスの加入形態
- (2) インターネット回線の終端する箇所（端末装置の設置場所）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた能登町インターネットの内容を特定するために必要な事項

(承認)

第8条 能登町インターネットの加入申請があったときは、原則として受付順に承認をするものとする。

2 町長は、前項の定めにかかわらず、端末装置と接続するために必要な電気通信設備に余裕がない場合は、その承認を延期することがある。

(承認の拒否)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの加入申請を承認しないものとする。

- (1) インターネット回線を設置し、又は保守することが技術上困難な場合
- (2) 有線放送施設使用料の納付に滞納がみられる場合
- (3) 過去に他の組織において不正使用等により加入契約の解除又はネットサービスの利用の停止をされていることが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務遂行上著しい支障があるとき

(最低利用期間)

第10条 本サービスの最低利用期間は、1年間とし、その後の利用期間は1箇月単位の自動更新とする。

2 前項の最低利用期間内に本サービスの利用の中止又は解除があった場合は、残余の期間に対する料金に相当する額も含め徴収する。

(施設の管理)

第11条 ONU又は保安器以降の設備は、当該加入者が管理するものとする。

2 加入者は、町から無償貸与される端末装置を注意をもって取り扱うものとし、故意又は過失による端末装置の破損、紛失等の場合、その損害相当分を町に対して弁償する義務を負う。

(加入契約事項の変更)

第12条 加入者は、その氏名、住所又は回線設置場所について変更があった場合は、速やかに町長に所定の書面をもって届けるものとする。

2 前項の届がないために、通知又は送付書類その他のものが加入者に延着し、又は到着しなかった場合、町長は、通常到着すべき時に加入者に到着したものとみなす。

3 第1項に掲げる変更を実施するために必要な作業は、町又は町が指定した業者が行うものとし、その発生する費用については、加入者の負担とする。

(契約に基づく権利の譲渡)

第13条 加入者が、本サービスの契約に基づいて受ける権利は、譲渡することはできないものとする。

(加入者の地位の承継)

第14条 相続又は法人の合併等により加入者の地位の承継があったときは、相続又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等は、承継したことを証明する書類を添付し、継承した日から30日以内に町長にその旨を届け出るものとする。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの代表者1人を定めて届け出るものとし、町長は、届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者とみなすものとする。

(HP内容の消去等)

第15条 町長は、第5条に掲げる利用に関し、社会道徳及び善良な風俗を害する表現が認められる場合、その利用を停止し、若しくは廃止又はHP内容を消去することができる。この場合において、停止、廃止又は内容消去に係る期間の利用料金等の減免及び返還はこれを行わない。

(自営設備の接続)

第16条 加入者は、能登町インターネットの回線に自営設備を接続するときは、書面により町長に届け出て、その接続を請求するものとする。この場合において、技術基準等に適合することについて指定認定機関（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第32条第1項第5号に基づき、総務大臣が指定した者をいう。）の認定を受けた端末機器以外の自営設備を接続するときは、その自営設備の名称、その他その請求の内容を特定するための事項について記載した書面により、その接続の請求を行う。

2 町長は、前項の請求により接続を承認するものとする。ただし、請求した者の接続が能登町有線放送施設及び本サービスの運営に現に支障を与え、又は支障を与える判断されるときは、承認を取り消し、又は承認しないことができる。

3 町長は、前項の承認においてその接続の適否について、適合検査を行うことができる。

4 加入者が、その自営設備を変更した場合は、前3項の定めに基づいて取り扱うものとする。

5 加入者は、そのインターネット回線に接続されている自営設備を取り外したときは速やかに町長に届け出るものとする。

(自営設備に異常がある場合等の検査)

第17条 町長は、インターネット回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合及びその他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合は、必要に応じて加入者にその自営端末設備の接続の適合検査を求めることができるものとする。この場合、加入者は、正当な理由がある場合を除き、検査を承諾しなくてはならない。

2 前項の検査を行った結果、自営端末設備が電気通信設備に支障を与えていると認められる場合、加入者は、その自営端末設備をインターネット回線から取り外さなければならない。

(自営電気通信設備の接続)

第18条 加入者は、インターネット回線に自営電気通信設備を接続するときは、その自営電気通信設備の名称その他の事項を書面により町長に届け出ることにより、その接続を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求を受けた場合、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては承認するものとする。

- (1) その接続が技術基準等に適合しないとき。
- (2) 前項の請求をした本サービスの加入者が料金等の支払義務を現に怠り、又は怠る恐れがある場合
- (3) その接続により、能登町有線放送施設の保持が業務上困難となる場合

3 町長は、前項の承認において、その接続の技術基準等への適合検査を行うことができる。

4 加入者が、その自営電気通信設備を変更した場合、前3項の定めに基づいて取り扱うものとする。

5 加入者は、そのインターネット回線に接続されている自営電気通信設備を取り外した場合、町長に届け出るものとする。

(利用の中止)

第19条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、インターネット回線の利用を中止することができる。

- (1) 電気通信設備の保守及び工事上やむを得ないとき。
- (2) この約款の規定により本サービスの利用を中止するとき。

2 町長は、前項の規定によりインターネット回線の利用を中止するときは、加入者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(利用停止)

第20条 町長は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、インターネット回線の利用を停止することができる。

- (1) 請求書に指定する納付期日を経過しても利用料金等を支払わない場合、又は有線放送施設基本使用料等において、送信停止の措置が取られた場合
- (2) 第34条の規定に違反した場合
- (3) 町長の承認を得ずに、インターネット回線に自営設備、自営電気通信設備、町以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続した場合
- (4) 第17条に規定する町の検査を拒んだとき、又は検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営設備をインターネット設備から取り外さないとき。

2 町長は、前項の規定によりインターネット回線の利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由並びに利用停止をする日及び期間を加入者に通知しなければならない。

(契約の解除)

第21条 加入者が加入契約を解除するときは、その旨をあらかじめ町長に利用停止申請書により届け出るものとする。

2 町長は、料金等の支払義務を怠り利用を停止された加入者が、引き続きその事実を解消しない場合は、そのインターネット回線等に係る契約を解除することができるものとする。

3 町長は、加入者が前条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が業務の遂行上著しい支障を及ぼすと認められるときは、前条の規定にかかわらず、そのインターネット回線に係る能登町インターネットの加入契約を解除することができるものとする。

4 町長は、前2項の規定により、本サービスの加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入者にその旨を通知するものとする。

(初期登録手数料)

第22条 町長は、加入者から本サービスの加入において、初期登録手数料として4,320円(消費税込み)を徴収する。

2 前項の初期登録手数料は、加入者が利用停止した後、又は送信停止措置が取られた場合に措置解除が行われた後、再加入した場合にも徴収する。

(利用料金及び工事費に関する費用)

第23条 町が提供する能登町インターネットの利用料金は、次に定めるとおりとし、料金には、消費税相当額及び地方消費税相当額を含むものとする。

- (1) 端末型接続 1Mサービス 月額1,836円
10Mサービス 月額2,700円
30Mサービス 月額4,104円
- (2) メールアカウント追加1個につき 月額216円
- (3) ホームページ容量追加10MBにつき 月額540円
- (4) 商用ホームページ 月額864円
- (5) 固定グローバルIP付与 月額1,080円
- (6) IP電話利用料 IP電話サービス提供会社の定めた料金による

2 町が提供する端末装置までの宅内工事に関する費用は、加入者の負担とする。

(利用料金等の支払義務)

第24条 加入者は、町がインターネット回線等の提供を開始した月から起算して、本サービスとの加入契約の解除があった日の属する月(1箇月に満たない場合でも

1料金月とする。)までの期間について、利用料金を支払う義務を負うものとする。

2 前項の期間において、インターネット回線等の利用の一時中断等によりインターネット回線を利用することができない状態が生じた場合でも、原則として利用料金の減額はしないものとする。

(工事費の支払義務)

第25条 加入者は、申請等における宅内工事を町が行った場合は、その工事費については加入者が支払うものとする。

2 加入者は、工事の完了前に解除等があった場合でも、着工済みの工事費については、支払うものとする。

(利用料金の徴収方法)

第26条 第23条に定める利用料金等の徴収については、1年分の前納徴収又は毎月徴収とし、口座振替により徴収する。ただしIP電話利用の加入者は、毎月徴収のみとする。

(施設維持責任)

第27条 町長は、電気通信設備を、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持するものとする。

(加入者の維持責任)

第28条 加入者は、そのインターネット回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持するものとする。

2 前項のインターネット回線及び町が提供する電気通信設備が利用できなくなった場合は、その自営設備に障害のないことを確認し届け出るものとする。

3 町長は、前項の確認に際し、加入者から要請があった場合、速やかに調査し必要な措置を講じるものとする。

4 町長は、前項の調査により、インターネット回線に障害がなく、故障の原因が自営設備であった場合、加入者に対しその派遣に要した費用を請求するものとする。

(施設の復旧及び利用の制限)

第29条 町長は、加入者回線等が故障し、又は滅失した場合に、それらの施設すべてを復旧することが困難な状況であると判断したときは、秩序の維持及び公共の利益のため緊急を要する機関から優先的に扱い、加入者への本サービスの利用を制限する措置を採ることがある。

(責任の制限)

第30条 町長は、本サービスを提供する場合において、町の責めに帰すべき理由により、その提供ができない状態が生じたときは、そのインターネット回線等が全く利用できない状態にあることを町が知った時刻から起算して48時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償するものとする。

2 前項の場合において、町長は、インターネット回線が全く使用できない状態にあることを知った時刻以降その状態が連続した時間(48時間を越えた部分に限る)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該インターネット回線利用料等に係る利用料金額を発生した損害とみなし、その額を請求者である当該契約者に賠償する。ただし、加入者が当該請求をし得ることとなった日から3箇月を経過する日までに当該請求をしなかった加入者は、その権利を失うものとする。

3 前項の損害賠償額は、次に到来する利用料金等の額より減額するものとする。

(免責)

第31条 町長は、インターネット回線の設置、撤去、補修又は復旧の工事において、加入者の所有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しないものとする。

2 町長は、インターネット回線接続の技術条件の規定を変更したために生じたインターネット回線に接続されている自営設備の改造又は変更に関する費用以外の費用については負担しないものとする。

3 町長は、加入者が本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、何らの責任を負わないものとする。

(秘密の保持)

第32条 加入者及び町長は、本サービスの加入契約の履行に関し知り得た相手方の秘密を外部に漏らしてはならないものとする。

(加入者名の公開)

第33条 町長は、前条の規定にかかわらず、本サービスの加入申請書に記載された事項等を公開できるものとする。ただし、利用料金等に関するものを除くものとする。

(利用に関する加入者の義務)

第34条 加入者は、次に定める事項を遵守するものとする。

- (1) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんしないこと。
 - (2) 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為は行わないこと。
 - (3) 他の契約者あるいは第三者の著作権その他の知的財産権を侵害するまたは侵害するおそれのある行為は行わないこと。
 - (4) 他の契約者あるいは第三者を誹謗または中傷したり名誉を傷つけるようなことはしないこと。
 - (5) 他の契約者あるいは第三者の財産、プライバシーを侵害するまたは侵害するおそれのある行為は行わないこと。
 - (6) 公序良俗に反する内容の情報、文章及び図形等を他人に公開しないこと。
 - (7) 本サービスの設備あるいは第三者の設備の利用、もしくは運営に支障を与えるおそれのある行為は行わないこと。
 - (8) 契約形態以外の利用行為は行わないこと。
 - (9) その他、法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為は行わないこと。
- 2 加入者は、前項の規定に違反してインターネット回線等を亡失し、又は損傷した場合、町長が指定した期日までその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を負担するものとする。
- 3 加入者が加入者以外に使用させる場合、そのインターネット回線等を使用する者の行為についても、町に対し責任を負うものとする。

(合意管轄)

第35条 加入者と町長の間で、訴訟の必要が生じた場合、能登町役場の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

附 則

この約款は、平成22年7月1日から施行する。

平成23年4月1日改訂

平成24年4月1日改訂

平成25年4月1日改訂

平成26年4月1日改訂

I P電話サービスについて

1 申込み条件

I P電話サービスを利用する場合は、能登町有線テレビインターネット接続契約を締結する。

2 責任の制限および免責について

町は故意または重大な過失により、本サービスの提供をしなかった場合をのぞき、本サービスにかかる一切の責任を追わないものとする。

3 利用中止および利用停止について

- (1) 町は次の場合はI P電話の利用を中止する場合がある。
 - ・町の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - ・町の相互通信接続点の所在場所を変更するとき。
 - ・町が委託している通信事業者のI P通信網サービス契約約款の規定により本サービスの提供を受けているI P通信網サービスが利用中止になったとき。
- (2) 町は前項の規定によりI P電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめ加入者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合この限りではない。
- (3) 町は利用者が次のいずれかに該当する場合、町が定める期間I P電話サービスの利用を停止することがある。
 - ・利用者が町と契約を締結している、または締結していたI P通信網サービスにかかる料金その他の責務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - ・町のI P通信網サービス契約約款の規定によりその本サービスの提供を受けているI P通信網サービスが利用停止になったとき。
 - ・前項のほか、町の約款の規定に反する行為をしたとき。
 - ・本サービスに関する町の業務または町の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- (4) 町は前項の規定によりI P電話サービスの利用停止をする場合、あらかじめ加入者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合この限りではない。

「I P電話サービス」利用規約

第1条（定義）

本規約における用語は以下に定めるものとする。

- (1) VoIP（Voice over IP） インターネットプロトコル（IP）ネットワーク上で音声通話を実現する技術の総称をいう。
- (2) I P電話 音声にVoIPの技術を用いた電話サービスをいう。
- (3) PSTN（Public Switched Telephon Network） アナログ電話回線を用いた一般加入電話網（国内・国外）をいう。

第2条（本サービス）

1. 本サービスはI P電話を通じ、以下の各号に定める範囲の音声通話を利用者に対して提供するサービスである。
 - (1) 利用者間の音声通話
 - (2) 利用者と利用者以外の別途町が指定するI P電話ユーザーとの間の音声通話
 - (3) 利用者とPSTNユーザーとの音声通話のうち、利用者がPSTNユーザーへ発信を行った音声通話
2. 前項にも拘わらず、以下に定める音声通話は本サービスの対象外となり、利用者はPSTNを利用して発信を行うものとし、当該通話料に関しては従来どおり利用者が契約する通信会社が定める通話料が発生するものとする。
 - (1) 110番、119番等、緊急通話を含む3桁番号サービスへの通話
 - (2) 0120、0570等で始まる特定の電気通信事業者のサービスを利用する電話番号への通話
 - (3) 携帯電話、PHS、衛星電話などへの通話
 - (4) TA、VoIP機能付きADSLモデム、その他本サービスにおいて使用される機器の障害、またはIPネットワーク等、本サービスに関する障害に起因し、本サービスを受けられない状態で利用者が発信を行った通話。
 - (5) 相手先電話番号の前に「0009」をダイヤルすることにより、意図的に電話網への強制発信をした場合。
3. 本サービスは能登町有線テレビインターネットサービス加入者が利用できる。
4. 本サービスの利用規約は利用者が本規約に同意の上で別途定める手続きに従い能登町有線テレビインターネット接続サービスへ申込みを行い、町が当該申込者に対し本サービスを提供することが可能であることを確認し、文書により通知した時点をもって成立するものとする。
5. 本サービスの内容、利用料金は、本サービスの提供を受けるために必要なシステムの動作条件、その他詳細については、別途町が定める本サービスに関する諸規定により利用者に提示されるものとし、利用者は当該諸規定に従い本サービスを利用するものとする。
6. 利用者が本サービスの提供を解除するときは、その旨をあらかじめ町長に廃止申込書により届け出るものとする。

第3条（責任の制限）

1. 町は通話品質を含む一切の本サービスの内容について、その完全性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。
2. いかなる場合においても町は本サービスの提供に関し、以下に定める利用者が生じた損害については一切責任を負わないものとする。
 - (1) 町の責に帰すべからざる事由から生じた損害。
 - (2) 町の予見の有無に拘わらず、特別の事由から生じた損害。
 - (3) 通話の障害等に起因する、またはその他一切の逸失利益

附則：この規約は平成22年7月1日から実施します。

平成25年4月1日改訂

平成26年4月1日改訂